

令和8年度（後期）徳島県立中央テクノスクール委託訓練事業概要

大型1種ドライバー養成科

I 全般的事項

1 委託訓練について

委託訓練は、職業能力開発促進法第15条の7第3項に基づき、職業能力の開発及び向上について適切と認められた施設（専門学校等）が、徳島県立中央テクノスクール（以下、「当テクノスクール」という。）に代わり実施する公共職業訓練です。

そのため、カリキュラムの内容はもちろんのこと、適切な施設・設備、事務処理及び就職支援体制を備えた施設に対して、訓練実施を委託するものです。また、訓練の目的は、あくまでも離職者等の早期の再就職促進であるため、単に知識・技能の指導を行うだけではなく、委託訓練生の再就職に向けた就職支援について、積極的な取り組みを行っていただくことが重要となっております。

2 委託業者の要件

委託業者については、1コースにつき一機関に限定することとし、再委託により自動車教習施設での受講を行うものとし、ただし、自動車教習施設がⅡ-4に定める大型自動車一種免許以外の訓練内容についても実施できる場合は、この限りではありません。

3 訓練時間

① 法定教習時間

訓練生が所持する自動車運転免許の種類ごとに法令で定められる教習時間とすること。

② 法定教習時間以外の訓練時間

自動車運送業界において必要となる知識等の習得を図る法定教習時間以外の訓練時間数は、全訓練生同一時間数とすること。上記①及び②の合計により、訓練生ごとに訓練設定時間が異なることが想定されるが、全訓練生の総訓練設定時間数が80時間以上及び2箇月未満となるように設定することとし、全訓練生の訓練開始日、修了を確認する日及び訓練終了日は同一とすること。

訓練初日の入校式及び訓練最終日の修了式は、委託先と協議の上、当テクノスクールが主催します。

4 訓練期間における休日

訓練期間中における休日については、原則として各養成施設のカリキュラムに従うこととします。疑義については、当テクノスクールと協議してください。

5 職業訓練の実施に伴う業務

- (1) 訓練生の出欠席の管理及び指導
- (2) 訓練の指導記録の作成
- (3) 訓練生の受講、欠席、遅刻、早退、中途退校等に係る事務処理（※1）
- (4) 訓練生の各種手当、給付金の受給に係る事務処理
- (5) 訓練生の「求職者支援制度」職業訓練受講給付金の受講証明書の作成（※2）
- (6) 災害発生時の連絡
- (7) 訓練生に対する就職支援（キャリアコンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介（許可を受けている場合）の実施）
- (8) 訓練実施状況の把握及び報告

- (9) 訓練生の能力習得状況の把握及び報告
- (10) 訓練修了時における訓練生の就職内定、修了後の就職状況の把握及び報告
- (11) その他訓練実施にあたり当テクノスクールが必要と認める事項

(※1) 遅刻、早退は欠課扱いとし、総訓練時間より差し引くものとします。

(※2) 「求職者支援制度における職業訓練受講給付金」については、受給対象者（訓練生）が訓練期間中、ハローワークが指定する日（訓練開始の1か月後から毎月1回、応答日の翌日から1週間以内の原則金曜日（カリキュラム上どうしても困難な場合は変更可））に、管轄ハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けるとともに、給付金の支給申請を行うことになります。

ただし、訓練修了1か月前の指定来所日は、原則水曜日とします。

受給対象者は、訓練を休んでハローワークへ来所することになりますので、訓練カリキュラムの作成にあたっては、ハローワークが指定する来所日に訓練を休んだとしても、できるだけ支障が少ない訓練内容となるようご協力をお願いします。

また、ハローワークが指定する日に、受給対象者がハローワークへ持参する「職業訓練受講給付金支給申請書」の求職者支援訓練等受講証明欄については、受託業者において記載し、証明してください。

6 委託業者の実施する就職支援

委託業者は、訓練期間中及び修了後を通じて、訓練生の就職促進に努めることとしてください。

委託業者は、訓練修了日時点、3か月後時点の修了生の就職状況について、就職状況調査を実施の上、指定様式により当テクノスクール宛て報告してください。

調査方法は、訓練修了時に訓練生に報告様式を配布した上で、各調査時点での就職状況を委託業者宛て提出させてください。未回答者については、電話等による督促の上、提出させてください。委託業者は、訓練生からの報告様式を取りまとめた後、当テクノスクール宛てその原本を含めて報告してください。

II 訓練内容等

1 実施事業及び訓練科

離職者等再就職訓練事業（2か月訓練）大型自動車一種運転業務従事者育成コース
大型1種ドライバー養成科

2 訓練実施地域

徳島市・鳴門市・小松島市・勝浦郡・佐那河内村・名西郡・板野郡

3 訓練定員及び時期等

訓練科名	大型1種ドライバー養成科
定員	5人
訓練期間	2か月
訓練実施時期	令和8年11月16日（月）～令和8年12月28日（月）
総訓練時間	80時間以上とする。ただし、各施設が定める訓練時間を履修すること。

4 訓練内容

大型1種ドライバー養成科の訓練においては、自動車教習施設における大型自動車一種免許の学科及び実技のほか、自動車運送業界における各種法令等の基礎やITスキル等の習得、1週間程度の企業実習を組み合わせた実践的なものとし、大型自動車1種運転免許の取得を目的とした訓練を実施します。

企業実習の設定及び実施に当たっては、訓練生の受入れ企業は、安定所に求人を提出している事業所など、実際に大型自動車の運転業務に従事する者の採用ニーズがある企業から選定してください。また、委託訓練実施要領第10章第8及び第11に準拠することとし、時間外、夜間及び泊まり込み等による訓練を実施しないこととし、実習先企業が本要領に反する取扱いを行っていることが判明した場合には、直ちに実習を中止し、以後当該企業は実習の受入れ先から除外することとしてください。

また、就職支援の実施のため、訓練修了1か月前の原則水曜日午後（どうしても困難な場合は、ハローワークと調整が必要）訓練生に対して、ハローワークに訪問し職業相談を受けさせるカリキュラムを作成してください。

5 訓練対象者

離職者を対象とした訓練であることから、次の全ての条件に該当する者を訓練対象者とします。

- ① 自動車運送業界の大型自動車の運転業務への就職を希望する者
- ② 直近の職歴において自動車運送業界での就業経験が無い者（運転手以外の職種での就業経験を含み、直近の離職から1年以上を経過している場合を除く。）
- ③ 訓練受講の開始日時点で関係法令において大型自動車一種免許取得のための資格を満たしている者（21歳（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第32条の7第2号に規定する教習を修了した者にあつては19歳）以上で、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を取得後通算して3年（道路交通法施行令第34条第2項で規定する教習を修了した者にあつては1年）以上を経過している者）

※受講者選考等の都合上、受講者数は訓練開始直前にならないと確定しないことがあります。また応募状況によっては、定員を下回ることがあります。

6 修了要件

訓練設定時間の80%以上を受講するほか、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定に基づく卒業証明書の発行を受ける（指定教習所を卒業する）こと。

Ⅲ 委託業者の選定

1 委託業者選定方法

I-2に該当する業者のうち、令和8年度（後期）徳島県立中央テクノスクール委託訓練事業説明会に出席した業者を対象に、応募書類を提出していただき、プロポーザル方式による業者選定の上、委託業者を決定します。

2 令和8年度（後期）徳島県立中央テクノスクール委託訓練事業説明会

次のとおり事業説明会を実施します。事業説明会に出席する場合は、別添の申込み用紙に必要事項を記入の上、令和8年6月22日（月）正午までに徳島県立中央テクノスクール宛てファクシミリ又はメールにて提出すること。

- (1) 日 時 令和8年6月23日（火）午後2時から
- (2) 場 所 徳島県立中央テクノスクール

3 プレゼンテーションの実施について

委託業者選定委員会において、委員に対するプレゼンテーションを次のとおり実施します。

- (1) 日時 令和8年7月22日(水)
説明時間については、令和8年7月21日(火)までに連絡します。
- (2) 場所 徳島県立中央テクノスクール
- (3) 説明時間 概ね15分以内
- (4) 質疑応答時間 概ね10分以内
- (5) 各業者出席人数 3人以内
- (6) 注意事項
 - ①プレゼンテーションの内容については、Ⅳの提出書類の補足説明を行うものとし、新たな提案を行うなど、提案の範囲を逸脱した説明は行わないこと。
 - ②必要資料及び機器類等は、原則として、説明者において準備すること。ただし、スクリーン及びプロジェクター等が必要な場合は、当テクノスクールで用意します。
 - ③プレゼンテーションは、当テクノスクールの指示で開始し、終了すること。

Ⅳ 提出書類等について

1 提出書類

- ①委託訓練受託申請書(様式1)
- ②実施施設の概要(様式2)
- ③委託訓練カリキュラム(様式3)
- ④委託訓練内容提案表(様式4)
- ⑤職業訓練計画表(様式4-2)
- ⑥講師名簿(様式5)
- ⑦各種就職支援の実施状況(様式6)
- ⑧施設設備概要(様式7)
- ⑨使用教材一覧表(様式8)
- ⑩デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート(厚生労働省様式)
- ⑪見積書(任意様式)
- ⑫施設・設備の写真(様式7の記載内容が全て確認できるようにしてください。)
- ⑬職業紹介事業の許可を証明する書類写し
- ⑭法人登記簿謄本写し(概ね6か月以内のものが望ましい。)
- ⑮施設紹介パンフレット等
- ⑯施設案内図
- ⑰サービスガイドライン研修修了証(写し)
- ⑱直近2年間の大型自動車第一種運転免許取得率の実績を明記した書
(任意様式：令和6年度及び令和7年度の受講者数と合格者数、令和8年度の受講者数)

提出にあたっては、上記①から⑱を一括して提出してください。

正を1部、副を5部 書面で提出してください。

指定様式での提出が困難である場合は、事前に御相談ください。

2 提出期限・提出先

- (1) 提出期限 令和8年7月7日(火)正午(必着)
- (2) 提出先 徳島県立中央テクノスクール

3 委託決定時期

令和8年7月下旬頃

4 注意点

- (1) 提出者は、講座運営に対する責任を明確にするとともに、事業の継続性及び安定性を確保するために、原則として何らかの法人格を有する団体等が設置した機関の長としてください。
- (2) 提案書の作成等に要する経費は、全て提出者の負担とします。
- (3) 受託見積額は、訓練生1人当たりの単価を設定し、
単価×訓練人員×1.1（税込）で積算したうえで、下記の予算額を超えないようにしてください。

5 予算額

訓練実施委託額

訓練実施経費 委託単価 1人当たり 363,000円（外税）以内
委託単価×受講者数×1.1（税込）

注1：委託契約額は訓練生1人当たり単価方式で積算し、途中退校等が出た場合は、訓練実績に応じた支払額となること。

注2：訓練実施経費委託単価の設定にあたっては、実費の積み上げとし、自動車教習施設における訓練費用は一般の教習受講者と同額であること。

注3：当訓練は、受講者1人当たりの委託単価で契約することとしているため、委託単価に自動車運転免許試験手数料（運転免許センター）は含めないこと。

担当及び提出先

徳島県立中央テクノスクール

副校長 田村

〒770-0865 徳島市南末広町2-3-6-4

電話 088-678-4690

ファクシミリ 088-678-4692

メール chuuoutekunoschool@pref.tokushima.lg.jp